

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最低 限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
(財)実験動物中央 研究所	H26科研費補助金 [特定奨励費]	75,000,000		平成26年7月4日		公財	国所管
(財)東洋文庫	H26科研費補助金 [特定奨励費]	68,000,000		平成26年7月4日		公財	国所管
(財)労働科学研究所	H26科研費補助金 [特定奨励費]	7,000,000		平成26年7月4日		公財	国所管
(財)国際高等研究所	H26科研費補助金 [特定奨励費]	8,944,000		平成26年7月4日		公財	国所管
(財)大阪バイオサイ エン	H26科研費補助金 [特定奨励費]	23,520,000		平成26年7月4日		公財	国所管
(公財)服部植物研 究所	H26科研費補助金 [特定奨励費]	4,000,000		平成26年7月4日		公財	国所管
公益財団法人がん 研究会	H26科研費補助金 [特定奨励費]	143,650,000		平成26年7月4日		公財	国所管
公益財団法人徳川 黎明会	H26科研費補助金 [特定奨励費]	3,500,000		平成26年7月4日		公財	国所管
公益財団法人山階 鳥類研究所	H26科研費補助金 [特定奨励費]	36,000,000		平成26年7月4日		公財	国所管
(公財)かずさDNA 研究	委託費(インドとの共 同研究)	1,000,000		平成26年7月18日		公財	国所管
(財)文教協会	図書費(H26年版文 科省・国立大学法人 等職員録)	232,075		平成26年8月8日		公財	国所管
(財)文教協会	図書費(H26・全国大 学一覧、全国短大・	228,188		平成26年8月29日		公財	国所管
公益財団法人がん 研究会	委託費(ロシアとの共 同研究)	2,500,000		平成26年8月29日		公財	国所管
(財)実験動物中央 研究所	H26科研費補助金 [特定奨励費]後期 分	45,000,000		平成26年10月30日		公財	国所管
(財)東洋文庫	H26科研費補助金 [特定奨励費]後期 分	42,000,000		平成26年10月30日		公財	国所管
(財)労働科学研 究所	H26科研費補助金 [特定奨励費]後期 分	6,000,000		平成26年10月30日		公財	国所管
(財)国際高等研 究所	H26科研費補助金 [特定奨励費]後期 分	6,056,000		平成26年10月30日		公財	国所管
(財)大阪バイオサイ エン	H26科研費補助金 [特定奨励費]後期 分	10,080,000		平成26年10月30日		公財	国所管
(公財)服部植物研 究所	H26科研費補助金 [特定奨励費]後期 分	3,000,000		平成26年10月30日		公財	国所管
公益財団法人がん 研究会	H26科研費補助金 [特定奨励費]後期 分	143,650,000		平成26年10月30日		公財	国所管
公益財団法人徳川 黎明会	H26科研費補助金 [特定奨励費]後期 分	4,600,000		平成26年10月30日		公財	国所管
公益財団法人山階 鳥類研究所	H26科研費補助金 [特定奨励費]後期 分	20,000,000		平成26年10月30日		公財	国所管
(公財)高輝度光科 学研究	委託費(カナダとのセ ミナー)	2,500,000		平成26年11月20日		公財	国所管
(財)国立京都国際 会館	会議費 11/23 175 委員会	190,080		平成27年1月30日		公財	国所管
(財)国立京都国際 会館	業務委託費 11/23 175委員会	447,228		平成27年1月30日		公財	国所管
(財)国立京都国際 会館	会議費他 11/24-25 175委員会	268,704		平成27年1月30日		公財	国所管
(公社)日本顕微鏡 学会学	雑費(参加費 5/11-13) 133委員 会	130,000		平成27年1月30日		公社	国所管
(公社)日本顕微鏡 学会学	雑費(参加費 5/11-13) 133委員 会	130,000		平成27年1月30日		公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。